

# 宝塚市立山手台小学校

## 学校いじめ防止基本方針

### I. いじめ防止等のための対策の基本的事項

#### 1-1 いじめの定義

いじめとは、推進法第2条に規定されているように、以下のとおり定義される。

「いじめ」とは、児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 1-2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

#### いじめの態様

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥金品をたかられる。
- ⑦金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

#### 1-3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たさ

れている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

## Ⅱ．山手台小学校の施策

### 2-1 いじめ防止に関する基本的な考え方

本校は新興住宅地の中にあり、様々な地域から転入してきた児童も多い。子どもたちには、幼い頃に育った環境の異なりを超えて相互に認め合うように指導しており、「いじめを起こさない学校」を目指している。

いじめにより子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響が起こってはならない。

**子どもたち**には、「いじめは、相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。

**全職員**は、

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
  - ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
  - ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
  - ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- という認識を持ち、指導する。

これらの認識の下、「いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめが起こった場合」についての方策を持ち、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、「いじめを起こさない学校」を目指して取り組む。

### 2-2 いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

※「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より

## 2-3 いじめの未然防止について

### (1) 児童に培う力とその方策

- ①全教育課程の中で人権教育を推進し、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を涵養する。
- ②生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育の充実を図る。
- ③一人一人が活躍できる集団づくりを通して、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育成する。
- ④一人一人を大切にす授業を行い、各自が自信を持って主体的に取り組む態度を育成する。
- ⑤わかる授業づくりにより、自ら考える力の育成をはじめ課題解決能力を育成する。
- ⑥様々な体験学習を通して、主体的に課題に取り組み、多少の困難に出合ってもそのストレスを、適切に対処できる力を育成する。
- ⑦縦割り活動を通して、異学年と円滑なコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ⑧山本山手地区まちづくり協議会との参画協働活動により、地域の一員としての意識を醸成する。

### (2) 教職員による指導の充実等

- ①教職員は、児童理解研修会をはじめ日々の学校生活の中で、個々の子どもの様子を積極的に話し合い、子どもを多角的に見て、内面理解に努める。
- ②日常の些細なSOSを見逃さず、「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」等の、いじめを生まない土壌づくりを意識して指導し、「いじめは人間として絶対に許されないことである」と認識させる。
- ③万一、いじめで悩んでいる子どもがいれば、安心して教職員に打ち明けられる雰囲気を学校全体で醸成する。

- ④教材研究・授業研究を推進し、わかる授業づくりを行うことで、劣等感など過度のストレスを持たさないように努める。
- ⑤各研究・研修会の企画時に、「いじめ防止についての視点」を入れた研修会を実施する。
- ⑥校内環境を明るく美しく整備し、死角的な箇所等をつくらないようにする。
- ⑦勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

## 2-4 いじめ防止のための組織

いじめの未然防止、早期発見をはじめ、いじめが起こった場合の対応や指導方策等、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「いじめ防止委員会」を設置する。

いじめが発生し、対処を行う際は、学校長のリーダーシップの下、「いじめ防止委員会」が中心となって組織的に対応する。会議には、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家も参加し、児童のケア等を行う。

### (1) 名称

「いじめ防止委員会」

### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導委員会等をはじめ、状況に応じて、教育計画担当教員、研究推進担当教員、SC、SSW,その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。

### (3) いじめ防止委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめ防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関する児童・保護者及び地域に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ・いじめ防止等についてのP D C Aサイクルによる検証・改善等

## 2-5 いじめの早期発見について

### (1) 些細な変化を見逃さないために

日々の観察、日記や連絡帳の活用、教職員間の情報交換

教育相談の奨励・有効活用

- (2) いじめ発見チェックリストの実施・活用
- (3) いじめ調査アンケート等の実施（学期に1回及び必要なとき随時）
- (4) 児童の SOS を発信できる力の育成

## 2-6 いじめに対する対応について

### (1) いじめの発見や通報を受けた時の対応

- ①些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
- ②遊びに見せかけた悪ふざけなどの行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- ③児童や保護者から「いじめではないか」という相談があれば、真摯に聴く。この場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するように配慮する。
- ④児童や保護者からいじめの情報があった場合、校長に知らせるとともに、校長は「いじめ防止委員会」を招集し、事実確認や情報収集を行う。
- ⑤事実確認の結果、いじめと判断される場合は、いじめた児童に適切な指導をするとともに、長期的な見守り指導を継続する。いじめた児童やいじめられた児童の保護者にも連絡する。連絡は、家庭訪問等により、直接に会って、より丁寧に行い、協力を求める。
- ⑥児童については、寄り添い支えることで、児童が安心感を持てる体制を確保する。該当児童の信頼できる人（カウンセラー等）と連携を図り、児童の心身のケアを行う。
- ⑦いじめた児童には、いじめは人格を傷つけることであるということを指導し、継続的に見守りながら指導や支援を行う。
- ⑧いじめに同調したり傍観したりしていた児童にも、いじめを行っている行為と同じであることを教え、集団でいじめを許さない土壌をつくる。
- ⑨教育委員会との連携を図る。

### (2) ネット上のいじめ対応について

- ①ネット上の不適切な書き込みがあった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議の上、関係児童等から聞き取り等の調査を行う。
- ②被害にあった児童の心のケアに努める。
- ③書き込み被害については、被害にあった児童の意向を尊重し、削除要請を行うとともに、児童及び保護者の精神的ケアに努める。
- ④書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、必要に応じて法務局人権相談窓口及び宝塚警察とも連携して対応する。

- ⑤ ネットいじめを防ぐために、子どもたちには情報モラル教育を継続して推進し、教職員研修も充実させる。
- ⑥ 保護者に対して、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、PTAと連携し、保護者の責務についての研修会を奨励する。

## 2-7 児童の主体的な活動の推進

- ・ 児童と教職員との対話を通して児童の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育活動に位置付ける。

## 2-8 いじめの重大事態の対応について

<重大事態とは>

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ いじめにより学校を欠席（年間30日を目安）することを余儀なくされている疑い
- ・ 犯罪行為と思われる場合
  - ① 重大事態と判断をした場合は、宝塚市教育委員会に速やかに報告し、連携しながら、対処する。
  - ② 犯罪行為と思われる場合は、警察等関係機関に通報するとともに、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、対処していく。
  - ③ 調査結果等については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 2-9 学校評価によるいじめ対応への取り組みの見直し

いじめ防止等の取り組みや校内研修等の取り組み状況を学校評価の評価項目に位置づけ、P（計画）、D（実施）、C（検証）、A（改善）サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、改善に努める。

### (1) いじめの未然防止といじめ事案への対応

いじめ防止委員会が策定した計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底する。

いじめ事案への対応については、学校評価において、プライバシーに配慮した上で、いじめの問題に関連する項目又は内容を取り扱う。この際、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、適切な目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況等を評価し、改善に取り組んでいく。

### (2) 地域や家庭、関係機関等との連携

保護者懇談会、地域との連携会議等で、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域、関係機関と緊密な連携協力を図りながら評価に生かす。